自治基本条例だより

~古賀の自治基本条例づくりの"いま"をお伝えします~

第4号 平成27年5月

委員会活動が本格的に始動

委員会の会長・副会長が決まりました

策定委員会が本格始動

第4回目となる古賀市自治基本条例(仮称) 策定委員会が、4月15日(水)夜7時から市 役所501~503会議室で行われました。

今回は、市長が会のはじめから終わりまで参加し、委員会への諮問(意見を求めること)を行うだけでなく、委員が話し合う様子をすぐそばで見聞きするなどしました。

会長と副会長が決まり、市長が諮問をしたことで、策定委員会として本格始動しました。

会長・副会長を話し合いで選出

策定委員会では、自分達の代表を自分達で選ぶため、これまで3回の委員会で自治基本条例検討のためのウォームアップをしながら、委員同士がお互いのことを知るための活動を行ってきました。

そして今回、全員で時間をかけて話し合い、 会長として水田委員、副会長として篠﨑委員、 今村委員を選出しました。



市長が条例素案作成等について諮問しました

市長が策定委員会に諮問

市長から委員会に「つくる過程を大事にし、 じっくり議論し、自由な発想や市民の声を十分 に条例に活かすようお願いしたい」とのあいさ つを行うと共に、「自治基本条例に規定する内 容等の検討及び素案の作成」について諮問を行 いました(写真)。

「はじめの一歩案」をつくろう

ー(いち)からつくる条例案づくりでは、内容の素材集めから始めることになります。これまで3回、様々な年代や経歴の委員の30名の委員が雑談のような気軽な対話も含め、古賀市にとって大切なことを出し合ってきました。今回は、多様性もあり、重なるところもある今までの意見集を改めて読み返し、特に大事なことを確認するための話し合いと作業を行いました。(下記にキーワード、詳しくは2ページ参照)

これらをまとめ、今後の具体的な検討の方向性の一歩目を記す「はじめの一歩案」という共通の到達点をつくり、共有していきます。

今回の成果~「はじめの一歩案」のキーワード

- 〇まちのことを知る、「古賀学」
- ○多様な人のつながり・交流、「組愛」
- ○安全と安心、助け合い・思いやり
- ○まちの活気、産業
- ○まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気
- ○住んで良かったといえるまち、住みたいまち

前回のたくさんの意見から抽出した大事なこと~各班の発表より抜粋

1班

- 歴史的なことの話が多かった
- <u>コミュニケーション</u>。高齢化社会に対応、福祉の充実、<u>思いやり、助け合い</u>、心のやすらぎ。古賀が地元でなくても<u>つながる</u>機会
- どうしたら若い人が増えるのか
- ・買い物弱者、子どもの遊べる場所
- まちの見映えを良く。まちのコンセプト
- 自然の維持、良い環境、里山などで心が安ら
 ぐ、健康のもと

2班

- •基本的には、<u>住んでよかったと思えるまち</u>に したい。<u>日本一住みやすいまち</u>。安全・安心
- <u>それぞれの世代にとって</u>は、子育て支援や子 どもの遊び場だったり、<u>人と人とのつなが</u> り、高齢者や障害者等にもやさしいまちなど
- ・医療・福祉では古賀市は医療単独では充実しているが、介護との連携は課題
- 巡回バスや駅前開発や自然環境のことなど、 すべてが「住みよいまち」につながる
- 一番いいなと思ったのは、「自由にイロイロ 企画できる雰囲気」というテーマ。色んな人 が色んなことを言って、それができるような 古賀市になっていけるといい



3班

- ・若い人との交流がない、近所の人との良い関係でのつきあいがない
- ・若い人は、<u>紙媒体の回覧板</u>を見ないまたは見る機会がない。古賀市の<u>ホームページならパソコンやスマホ</u>で見られるが、フェイスブックやツイッターなどのSNSでの<u>情報共有ができれば</u>

4班

- 「思いやり」、「人と人とのつながり」など
- •安全•安心
- 古賀市をよくするために、<u>古賀の魅力</u>をどう したらいいか
- ・自然を守りたい

5 班

- 「<u>古賀学</u>」。古賀の<u>歴史を知ろう</u>、古賀についてもっと誇りを持とう
- •「<u>組愛</u>」。これは<u>人とのつながり</u>。特に隣の家 の電気が消えていても生きているかわから ない地域もあるようなので、それをなんとか したい
- 生活の基盤は産業なので、「古賀の産業」を なんとかしたい、大事にしたい
- これら3つをつなぐような形で、<u>「まちづく</u>り」
- ・古賀にはわりと自由に企画できる雰囲気がある

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報/お問い合わせ先】

- 〇インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のボタンを押していただくか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右の QR コードを読み込んでください。
- 〇お問い合わせ先(事務局): 古賀市総務部総務課 地域コミュニティ室 コミュニティ係・電話: 092-942-1165・Eメール: commu@city.koga.fukuoka.jp

